

除却促進関連支援

公益財団法人
大阪府都市整備
推進センター
からのご案内です

文化住宅等を売却する土地所有者・ 除却後空き地として所有する土地所有者に 助成します

NEW!



文化住宅等売却支援に新たなメニューを加え、リニューアルしました！
文化住宅等を除却し売却する所有者には**文化住宅等売却支援**、
除却後空き地として管理する場合は**除却促進支援**で除却に対する費用を
助成します！（併用はできません）

★令和5年度より支援が拡充されています！
除却後空き地として所有する土地所有者を支援します！

対象となる区域

- 堺市/新湊地区 ●豊中市/庄内地区・豊南町地区 ●守口市/東部地区・大日・八雲地区
 - 門真市/北部地区 ●寝屋川市/萱島東地区・池田・大利地区・香里地区
 - 東大阪市/若江・岩田・瓜生堂地区
- 上記の住宅市街地総合整備事業区域内（ただし守口市八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く）
- 大阪市の一部/住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限定
- ※除却促進支援については大阪府密集市街地整備方針に位置づけられた「地震時等に著しく危険な密集市街地」（「危険密集」）内に限ります
- *対象物件が区域内にあるかご確認が必要な方はセンターまでお問い合わせください

助成の要件・助成金額

対象となる建物は昭和56年5月31日以前に建設された文化住宅等又は耐用年数を経過した文化住宅等です。
（耐火性能のある建築物・附属建築物を除きます）
いずれも対象建物の土地所有者に助成します。ただし、住宅事業者は除きます。

文化住宅等売却支援	<p>【助成の要件】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和3年4月1日以降に文化住宅等を除却し、除却後の跡地を売却する土地所有者・令和3年4月1日以降に文化住宅等付で土地を売却し、購入者が除却する場合の、売却を行う土地所有者 <p>【助成金額】</p> <p>(1) 文化住宅等：木造共同住宅（文化・アパート）又は木造長屋住宅（重ね建て住宅含む） 売却する文化住宅等の敷地面積あたり3,000円/㎡で90万円/件を限度</p> <p>(2) 特定建築物：地元市が設定する危険密集の整備アクションプログラム等において平均焼失率低減効果が高いとして位置付ける区域等における老朽建築物等、及び危険密集内の建築面積200㎡以上の老朽建築物等 売却する文化住宅等の敷地面積あたり5,000円/㎡で150万円/件を限度</p> <p>※除却により特に延焼防止の効果が大きくなるため(1)より助成金額が割増となります</p>
除却促進支援	<p>【助成の要件】</p> <p>○次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none">・平均焼失率低減効果が高いとして位置付ける区域等における老朽建築物等であること・文化住宅の敷地面積（登記面積）が100㎡以上であること・建築面積が200㎡以上の老朽建築物等であること <p>○次のすべてに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年4月1日以降に文化住宅等を除却し、除却後、空き地として所有する土地所有者であること・助成決定日から1年以内に除却工事が完了すること・除却跡地は適正に維持管理されていること。また、除却跡地で駐車場、自動販売機の設置等収益事業を行わないこと・災害時に一時収容所や防災活動拠点として利用を認めること <p>【助成金額】</p> <p>助成回数(は3回(3年)までとし、敷地面積あたり1,000円/㎡で30万円/1回(1年)を限度</p>

※令和3年度～令和7年度までに限定した助成です。今後、助成の内容が変更になる場合があります。

当センターは大阪府域における良好な都市環境、住環境の創出に寄与するために設立された公益財団法人です

